【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年７月１日
【会社名】	シキボウ株式会社
【英訳名】	ＳＨＩＫＩＢＯ　ＬＴＤ.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　清　原　幹　夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区備後町三丁目２番６号
【電話番号】	大阪（06）6268-5411（直通）
【事務連絡者氏名】	執行役員　総務部担当、経営管理部長　　竹　田　広　明
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号　日産江戸橋ビル
【電話番号】	東京（03）3270-8881（直通）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員　東京支社長　　宮　本　勝　啓
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） シキボウ株式会社東京支社 （東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号 日産江戸橋ビル） （当社の東京支社は金融商品取引法上の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。）

1【提出理由】

平成28年６月29日開催の当社第203期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年６月29日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金の処分の件

当社普通株式１株につき金３円といたします。

第２号議案　定款一部変更の件

(1)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」という。）が平成27年５月１日に施行され、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能の強化による一層のコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行したく、当該移行のために、所要の変更を行うものであります（変更案第４条ならびに第４章、第５章（現行定款第５章の削除を含む）及び附則の規定）。

(2) 改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、所要の変更を行うものであります（変更案第28条第２項）。なお、当該定款変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議によって行うことができるよう、第33条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。

(4) その他上記の各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

第３号議案　監査等委員である取締役以外の取締役５名選任の件

監査等委員である取締役以外の取締役として、能條武夫、瀬島雄二、塚本正之、大森良行及び清原幹夫の５氏を選任するものであります。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役として、郡上義一、佐藤嘉彦、畑守人及び平岡三明の４氏を選任するものであります。

第５号議案　監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について、月額3,000万円以内とするものであります。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額について、月額500万円以内とするものであります。

第７号議案　役員向け株式報酬制度の導入に関する件

株式報酬制度「株式給付信託」を導入するものであります。

信託設定期間を５年とし、信託への拠出金の上限を100百万円とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果（賛成の割合）（%）
第１号議案	60,723	4,356	11	(注) 1	可決　(88.53%)
第２号議案	53,763	11,268	11	(注) 2	可決　(78.38%)
第３号議案					
能條　武夫	51,996	13,085	11	(注) 3	可決　(75.80%)
瀬島　雄二	59,149	5,932	11		可決　(86.23%)
塚本　正之	59,148	5,933	11		可決　(86.23%)
大森　良行	59,153	5,938	11		可決　(86.24%)
清原　幹夫	52,487	12,594	11		可決　(76.52%)
第４号議案					
郵上　義一	61,198	3,883	11	(注) 3	可決　(89.22%)
佐藤　嘉彦	62,604	2,477	11		可決　(91.27%)
畑　　守人	62,354	2,907	11		可決　(90.90%)
平岡　三明	53,104	11,977	11		可決　(77.42%)
第５号議案	63,060	2,021	11	(注) 1	可決　(91.93%)
第６号議案	63,045	2,037	11	(注) 1	可決　(91.91%)
第７号議案	50,779	14,303	11	(注) 1	可決　(74.03%)

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。
１．出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数の賛成であります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以　上